

インフォメーション

平成 26 年 10 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

給与所得者の特定支出控除について サラリーマンの必要経費に注目！

給与所得者が特定の支出をした場合に、その年の特定の支出の合計額が一定金額を超えるときは、その年分の所得金額から控除出来る『**特定支出控除**』制度があります。

【制度の概要】

特定支出控除とは、サラリーマンなどの給与所得者がその年に支出した特定支出の金額が給与所得控除額の 1 / 2 を超える場合、その超える部分の金額について、確定申告により給与所得控除後の所得金額から差し引くことが出来る制度です。

特定支出控除額の適用判定の基準となる金額

- ① 給与収入 1,500 万円以下の場合 . . . 給与所得控除額 × 1 / 2
- ② 給与収入 1,500 万円超の場合 . . . 125 万円

【特定支出控除の範囲】

給与所得者が支出する次に掲げる支出のうち一定のものです

1. 一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
2. 転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出
3. 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
4. 職務に直接必要な資格を取得するための支出

※平成 25 年分以降は弁護士・公認会計士・税理士などの資格取得費も対象です

5. 単身赴任などの場合で、その者の勤務地と自宅の間の旅行のために通常必要な支出
6. 職務の遂行に直接必要なものの支出で給与等の支払者より証明がされたもの

- (1) 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものを購入する費用
- (2) 制服、事務服等で勤務場所において着用する事が必要とされる衣類を購入する費用
- (3) 交際費等で、給与等の支払者の得意先・仕入先など職務上関係のある者に対する接待・供応・贈答その他これらに類する行為のための支出

(その支出の額の合計額が 65 万円を超える場合には、65 万円までが上限)

※6 の支出は平成 25 年分以後、特定支出の対象となります

【適用を受けるために必要な手続き等】

特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。

また、確定申告書等の提出に当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収書等）を添付するか提示しなければならないこととされています。